

和泉市議会だより表紙写真審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和泉市議会だより(以下「議会だより」という。)の表紙写真の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集写真の範囲)

第2条 募集写真は、四季折々の行事や風景など議会だよりの表紙にふさわしい写真で、次のいずれにも当てはまるものとする。

- (1)和泉市内において撮影されたものであること。
- (2)人物が写りこんでいる場合は、個人が特定されないものとする。ただし、イベント等で多数の被写体が撮影されている場合や、身体の一部のみが写っている場合等、個人の特定性の低い場合はこの限りではない。
- (3)個人の所有物を主被写体とした場合は、所有者の承諾を受けたもの。
- (4)主被写体の著作権等が、応募者本人以外の者に帰属するものでないこと。
- (5)応募者本人に著作権のある作品であること。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる写真は掲載しない。

- (1)選挙、政党及び政治団体等政治活動に関連する写真
- (2)社会問題や係争中の事案に係る声明写真
- (3)国内世論が大きく分かれている事項に関する写真
- (4)第三者を誹謗、中傷又は排斥する写真
- (5)残酷な描写等善良な風俗に反するような表現を用いた写真
- (6)投機・射幸心を著しくあおる表現を用いた写真
- (7)前各号に掲げるもののほか、議会だよりに掲載する写真として不適當であると広報広聴委員会が認めるもの

(写真の規格)

第3条 写真の規格は、次のとおりとする。

- (1)A4版モノクロの表紙に掲載するため、高画質のデジタルデータ(JPEG

形式:3MB以上10MB以内)で提供できるもの。

(2)横向きの写真であること。

(応募方法等)

第4条 応募者は、応募期限までに別紙様式1「和泉市議会だより 表紙写真応募用紙」を添え、写真(1人2点まで)とともに提出する。

2 前項に規定する写真等の提出の方法は、電子メールによるものとする。

3 応募期限は下表のとおりとする。

| 掲載号 | 応募期限 |
|-----|--------|
| 2月号 | 11月15日 |
| 9月号 | 6月15日 |

(写真の審査)

第5条 議会事務局は、前条による応募を受けた場合に第2条から第4条までの各条に照らし、形式を審査し、最終掲載作品については、広報広聴委員会にて決定するものとする。

(1)審査対象は、応募期限より過去1年以内に応募を受け付けた作品とする。

(2)審査結果に関する個別回答は、行わないものとする。

(3)審査結果については、個別の通知は行わず、議会だよりへの掲載によって通知したものとする。

(写真等の掲載)

第6条 広報広聴委員会において選出した写真と撮影者の氏名・撮影日・撮影場所を議会だよりの表紙に掲載する。ただし、撮影者が氏名の掲載を希望しない場合はニックネームを掲載する。

2 前項のニックネームの掲載については、第2条第2項の規定を準用するものとする。

3 前項の規定のほか、広く一般的に知られる第三者やキャラクターの氏名・名称についてはニックネームとして認めない。

4 掲載写真について、必要に応じてトリミング等の編集を行う。

(写真の取り扱い)

第7条 応募された写真は、無償で和泉市議会が使用することに許諾したものとし、応募写真に関する著作権、肖像権等に問題が発生した場合、その責任及び解決はすべて応募者に帰属するものとする。

(庶務)

第8条 広報広聴委員会の庶務は、議会事務局において行う。

附則(令和4年和泉市議会訓令第4号 令和4年7月27日)

この訓令は、令達の日から施行する。

和泉市議会だより 表紙写真応募用紙

※この用紙を使用せずに応募される場合は、メール本文に以下①～⑦についてご記入ください。

| | | |
|---------|---|---|
| ① | フリガナ | |
| | 氏 名 | |
| ② | 住 所 | |
| ③ | 連 絡 先 | ※なるべく日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。 |
| ④ | 撮 影 日 | 年 月 日 |
| ⑤ | 撮 影 場 所 (和泉市内) | 例)府中町2丁目 |
| ⑥ | 氏名の掲載 | 氏名: <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない 希望しない場合のニックネーム() ※氏名の掲載を希望しない方で、ニックネームの記載がない場合は、 「匿名希望さん」として掲載します。 |
| ⑦ | 被 写 体 所有者の 承 諾 (個人の所有物を主として撮影する場合のみ) | 個人の所有物を主として撮影する場合、所有者から掲載することの承諾を得ることが必ず必要です。 確認のため、下記「承諾を得た」のチェックボックスにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 承諾を得た |
| 注 意 事 項 | | <p>① 応募された写真は、無償で和泉市議会が使用することに許諾されたものとして扱います。応募された写真に関する著作権、肖像権等の問題が発生した場合、その責任及び解決はすべて応募者に帰属するものとします。</p> <p>② 必要によりトリミング等の編集を行うことがあります。</p> <p>③ 審査は和泉市議会議員で構成する「広報広聴委員会」で行います。</p> <p>④ 審査結果に関する問い合わせにはお答えいたしかねます。</p> <p>⑤ 応募される前に「和泉市議会だより表紙写真審査基準」をお読みください。</p> <p>⑥ 応募された時点で本注意事項すべてに承諾いただいたものとして扱います。</p> |